令和８年（フ）第５７３９号
東京都新宿区下落合３丁目22―21―902
破産者　水谷　幸代
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１１号
東京都豊島区南大塚１丁目26―20
破産者　杉山　　悟
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１７号
東京都立川市柴崎町５丁目８―24―203
破産者　向山　　徹
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３４号
東京都文京区白山１丁目８－３
破産者　大桃　勝雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４６号
東京都大田区蒲田２丁目22―14
破産者　直江　正博
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５８号
東京都練馬区錦２丁目５－３―301
破産者　熊本奈津子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９９号
東京都葛飾区東堀切３丁目32―11―408
破産者　丸山由里子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２３号
東京都新宿区横寺町24―３―203
破産者　冨岡　加織
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００４号
東京都足立区西伊興２丁目２－２―201
破産者　佐藤　英夫
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００５号
東京都足立区西伊興２－２－２―201、住民票上の住所東京都足立区西保木間４丁目５－16―403
破産者　浦沢　尚美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００６号
東京都練馬区田柄１丁目４―38　グリーンパールＢ102
破産者　中島　博文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２２号
東京都板橋区仲宿14―10　仲宿アルコーブⅠ201
破産者　寺田　梨音
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６号
熊本市中央区南坪井町４番23号
破産者　株式会社西日本テック
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５４５号
沖縄県浦添市内間二丁目11番15号２Ｆ
破産者　株式会社極上牛グループ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第６７７９号
東京都練馬区中村２丁目19番２―301号
破産者　ステイホーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３２９号
東京都中央区京橋２丁目８番２号
破産者　株式会社幸洋コーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３３０号
東京都品川区二葉４丁目13―19―302、開始決定上の住所東京都千代田区三番町５―10―1005
破産者　水上　洋一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４８２号
東京都新宿区市谷仲之町２―40―507、申立時の住所東京都新宿区市谷加賀町２丁目４―20―101
破産者　近江　　隆
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２８０号
千葉県松戸市北松戸２丁目２－１―202
破産者　石丸　　創
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５８号
東京都練馬区大泉学園町１丁目25番６号　サンヒルズＭ＆Ａ103
破産者　三森貿易株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１５８号
東京都練馬区中村北１丁目17―２―202
破産者　山本　　玲
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部